

令和8年7月12日執行予定

# 南陽市長選挙

## 選挙公営（公費負担）の手引 （自動車・ビラ・ポスター）

南陽市選挙管理委員会

# 目 次

1	選挙公営（公費負担）制度とは	1
2	選挙公営の種類	1
3	公費負担の要件	1
4	公費負担の限度額	1
5	諸手続	3
	（1）契約締結と契約届出	3
	（2）確認申請	3
	（3）使用証明書・作成証明書の交付	4
	（4）費用の請求	4
	（5）事前審査・各種届出書類の提出日時	5
●	選挙運動用自動車（ハイヤー契約）の諸手続について	6
●	選挙運動用自動車の借入れ（その他の契約）の諸手続について	8
●	選挙運動用自動車の燃料代（その他の契約）の諸手続について	10
●	選挙運動用自動車の運転手（その他の契約）の諸手続について	12
●	選挙運動用ビラの作成の諸手続について	14
●	選挙運動用ポスターの作成の諸手続について	16
●	【参考】公費負担手続書類一覧表	18
●	【参考】選挙運動関係者に対する報酬及び弁当料等の支払いについて	19
	選挙公営Q&A	20
	各種様式（記載例）	26

## 〈各様式への押印について〉

- ・各様式（契約書例を除く）への押印は「不要」です。
- ・届出を行う方に応じて、以下の書類を提示又は提出いただきます。ただし、各様式で「署名」または「記名押印」がある場合は、以下の書類は必要ありません。

（1）本人が届け出る場合・・・本人確認書類の提示又は提出

（2）代理人が届け出る場合・・・以下のいずれか

①委任状の提示

②代理人の確認書類の提示又は提出

# 1 選挙公営（公費負担）制度とは

南陽市長選挙に関して、候補者と事業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で、供託物が没収されない候補者に限り、南陽市が各契約業者等に直接その費用の支払いをするものです。

なお、上限額を上回る部分については、候補者が負担しなければなりません。

# 2 選挙公営の種類

公費負担の対象となるものは以下の3つです。なお、公費負担の上限額は条例により定められています。

- (1) 選挙運動用自動車の使用
- (2) 選挙運動用ビラの作成
- (3) 選挙運動用ポスターの作成

# 3 公費負担の要件

各選挙において供託物没収点以上の得票を得た場合に限り、南陽市が公費負担を行います。供託物を没収される候補者については、全て自己負担となります。

選挙の種類	供託金の額	供託物没収点
市長	100万円	有効投票総数×1/10 未満

# 4 公費負担の限度額

## (1) 選挙運動用自動車の使用

選挙公営の対象		公費負担の限度額	
1	一般乗用旅客自動車 運送事業者との契約 (ハイヤー)	選挙運動用自動車として使 用された各日の料金の合計 金額（1日1台に限る）	各日について 64,500円 7日間合計 451,500円
2 その 他	自動車借入契約 (レンタル)	選挙運動用自動車として使 用された各日の料金の合計 金額（1日1台に限る）	各日について 16,100円 7日間合計 112,700円  ①契約の相手方 が生計を一に する親族*であ

の 契 約	燃料供給の契約	契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給した燃料の代金 (確認を受けた金額)	7,700円×選挙運動の日数 7日間合計 53,900円	る場合は、その者が当該業務を業として行う場合に限る  ②同一の日に1と2の契約を締結した場合は、どちらかの契約のみ公費負担の対象となる
	運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額 (1日1人に限る)	各日について 12,500円 7日間合計 87,500円	
	計		<u>254,100円</u>	

※ 親族とは、配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族をいう。

## (2) 選挙運動用ビラの作成

公費負担額	単価の上限①	枚数の上限②
「作成単価」と「単価の上限①」の <u>少ない方の額</u> × 「作成枚数」と「枚数の上限②」の <u>少ない方の枚数</u>	8円38銭	16,000枚

### 【例1】市長選挙運動用ビラ 16,000枚の作成を 136,000円で契約した場合

・1枚当たりの作成単価は、136,000円÷16,000枚=8円50銭になります。

この場合は、作成単価が単価の上限を超えているため、8円38銭×16,000枚=134,080円が公費負担の対象となります。

この額を超える分1,920円は候補者の負担となります。

### 【例2】市長選挙運動用ビラ 16,000枚の作成を 128,000円で契約した場合

・1枚当たりの作成単価は、128,000円÷16,000枚=8円になります。

この場合は、作成単価は単価の上限以下ですので 128,000円が公費負担の対象となります。

### (3) 選挙運動用ポスターの作成

公費負担額	単価の上限①	枚数の上限②
「作成単価」と「単価の上限①」の <u>少ない方の額</u> × 「作成枚数」と「枚数の上限②」の <u>少ない方の枚数</u>	(586円88銭×115か所+316,250円) ÷115か所(ポスター掲示場数)≒ <u>3,337円</u> ※1円未満の端数は1円とする。	115枚 (ポスター掲示場数)

公職選挙法施行令 第110条の4第2項によるポスター1枚あたりの上限単価計算式

◇ポスター掲示場数が500以下の場合

$((586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}) + 316,250 \text{ 円}) \div \text{ポスター掲示場数}$

【例1】市長選挙運動用ポスター200枚の作成を750,000円で契約した場合

・1枚当たりの作成単価は、750,000円÷200枚=3,750円になります。

この場合は、作成単価が上限を超え、作成枚数も上限を超えているため、

3,337円 × 115枚=383,755円が公費負担の対象となります。

この額を超える分366,245円は候補者の負担となります。

## 5 諸手続

### (1) 契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各事業者等と有償契約を締結し、その旨を市選管に届けなければなりません。

- ① 届出先 南陽市選挙管理委員会
- ② 届出期日 契約が立候補届出の前の場合・・・立候補届出後直ちに  
契約が立候補届出の後の場合・・・契約締結後直ちに
- ③ 添付書類 各業者等との契約書の写し

#### ◆注意◆

- 「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約」については、ア 自動車の借入 イ 燃料供給 ウ 運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。
- 「選挙運動用自動車の使用」において、契約の相手方が生計を一にする親族である場合、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限ります。

### (2) 確認申請

下記①については、公費負担の適用を受けようとする場合は、確認申請が必要です。

#### ① 確認申請が必要なもの

- ・選挙運動用自動車の燃料代・・・金額の制限範囲内であることの確認(後日提出)
- ・選挙運動用ビラの作成・・・作成限度枚数の確認
- ・選挙運動用ポスターの作成・・・作成限度枚数(掲示場数)の確認

② 確認申請の方法

- ・ 確認申請書は、契約の相手方ごとに作成してください。
- ・ 確認申請書には、すでに確認を受けた金額（枚数）を記載する必要があるため、確認申請書の控えを保管してください。
- ・ 確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

③ 確認申請書の提出先

南陽市選挙管理委員会

住所：南陽市三間通4 3 6 番地      電話：0238-40-8536

④ 確認書の交付

- ・ 申請に基づき、南陽市選挙管理委員会から確認書を交付します。
- ・ 交付を受けた確認書は、直ちに契約業者等に提出してください。
- ・ 確認書は、契約業者等が代金を請求する際に、請求書に添付する必要があります。

(3) 使用証明書・作成証明書の交付

上記(1)の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した事業者等ごとに「使用証明書」又は「作成証明書」を作成し、契約業者等に交付(1部)しなければなりません。

なお、この「使用証明書」又は「作成証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

(4) 費用の請求

費用は、候補者が有償契約を締結した事業者等からの請求に基づき、南陽市が契約業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

① 請求する際に必要な提出書類

区 分		必要書類
選挙運動用自動車の使用	一般乗用旅客自動車運送事業者との契約（ハイヤー）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）</li> <li>・ 請求書（選挙運動用自動車の使用）</li> <li>・ 請求内訳書</li> </ul>
	その他の 自動車の借入れ（レンタル）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）</li> <li>・ 請求書（選挙運動用自動車の使用）</li> <li>・ 請求内訳書</li> </ul>
	燃料供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選挙運動用自動車燃料代確認書</li> <li>・ 選挙運動用自動車使用証明書（燃料） + 給油伝票の写し（給油年月日、自動車のナンバー、給油量、給油金額の分かるもの）</li> <li>・ 請求書（選挙運動用自動車の使用）</li> <li>・ 請求内訳書</li> </ul>

	運転手の雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）</li> <li>・ 請求書（選挙運動用自動車の使用）</li> <li>・ 請求内訳書</li> </ul>
選挙運動用ビラの作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選挙運動用ビラ作成枚数確認書</li> <li>・ 選挙運動用ビラ作成証明書</li> <li>・ 請求書（選挙運動用ビラの作成）</li> <li>・ 請求内訳書</li> </ul>	
選挙運動用ポスターの作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選挙運動用ポスター作成枚数確認書</li> <li>・ 選挙運動用ポスター作成証明書</li> <li>・ 請求書（選挙運動用ポスターの作成）</li> <li>・ 請求内訳書</li> </ul>	

②請求書提出の際の注意事項

- ・ 振込先は正確に記入してください。
- ・ 請求書に誤りがある場合は、再度請求書を提出していただきます。

③請求書の提出先

南陽市選挙管理委員会

住所：南陽市三間通4 3 6 番地 電話：0238-40-8536

④請求書提出期限

必要な添付書類を揃えて、7月27日（月）までに提出してください。

⑤費用の支払い

請求のあった契約業者等に対し、市から直接お支払いします。支払までに相当の日数（請求書提出後1～2か月）を要しますので、あらかじめ契約業者等にご説明ください。

(5) 事前審査・各種届出書類の提出日時

①選挙公営関係書類の事前審査

各種契約届出書及び確認申請書（燃料代を除く）について事前審査を行いますので、立候補届出事前審査（6月24日）の際、併せてお持ちください。

②各種届出書類の提出日時

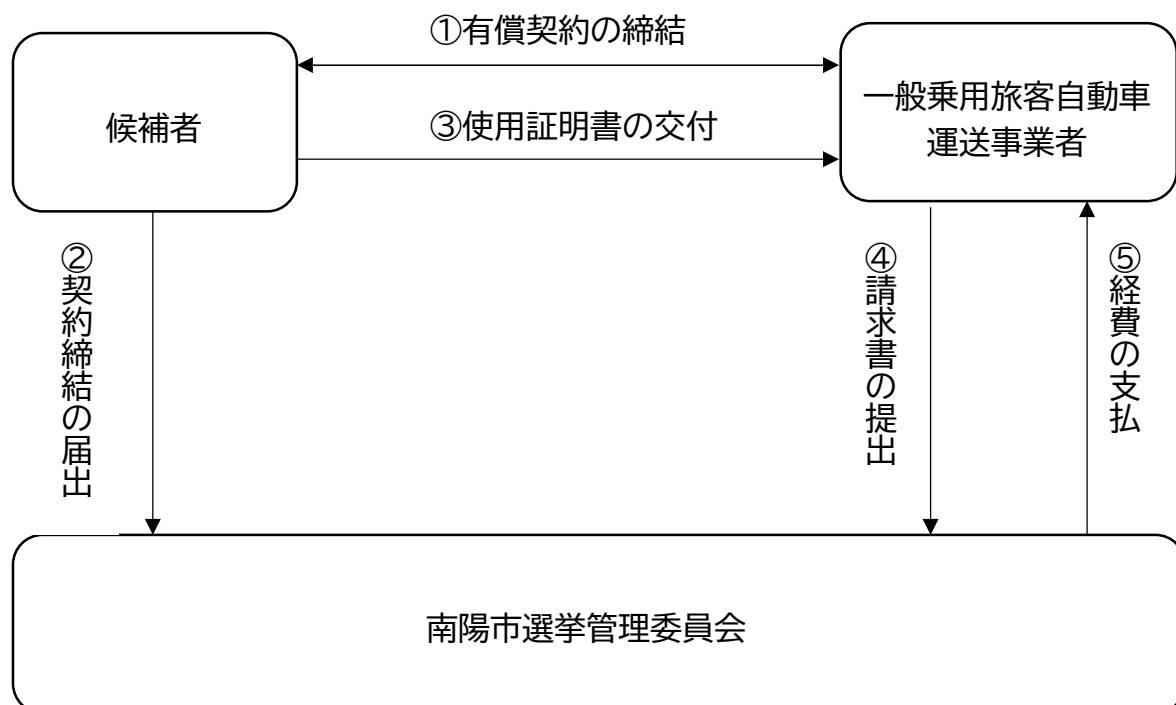
立候補届出受付の際に併せて提出してください。燃料供給、ビラ作成、ポスター作成の確認書については、南陽市選挙管理委員会で作成後交付します。

## 選挙運動用自動車の使用

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約〈ハイヤー契約〉）

□南陽市選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
届出時	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用に関する契約届出書 【様式第1号】	
請求時	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第7号】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第11号】	
	請求内訳書【別紙その1】（ <u>運送業者と契約した場合</u> ）	



順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	契約書【任意様式】 ※業者の既存様式があれば使用	
②	契約締結の届出 (候補者⇒市選管)	選挙運動用自動車の使用に関する契約届出書【様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第7号】	
④	請求書の提出 (運送事業者⇒市長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第11号】 請求内訳書【別紙その1】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (市長⇒運送事業者)		

(注)

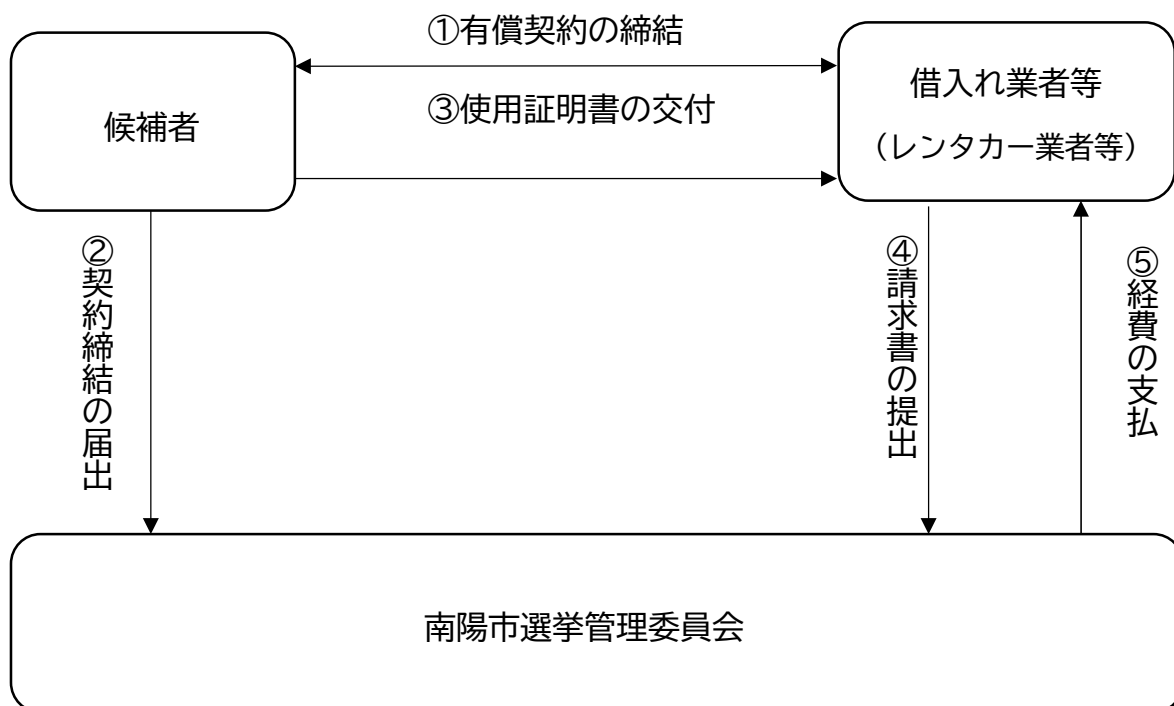
- 1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は南陽市長へ請求をすることはできません。
- 2 南陽市長に対する上記の請求は、市選挙管理委員会で受け付けます。
- 3 契約書に具備すべき内容は以下の通りです。
  - ・ 候補者と一般乗用旅客自動車運送事業者との有償契約であること
  - ・ 車種、登録番号等が記載されていること
  - ・ 契約期間の記載があること
  - ・ 契約金額(内訳金額を含む)の記載があること
  - ・ 契約年月日の記載があること

## 選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

### <その他の契約>

□南陽市選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
届出時	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用に関する契約届出書 【様式第1号】	
請求時	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第7号】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第11号】	
	請求内訳書【別紙その2】（ <u>運送業者以外の者を契約し使用した場合</u> ）	



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と借入れ業者等)	契約書【任意様式】 ※業者の既存様式があれば使用	
②	契約締結の届出 (候補者⇒市選管)	選挙運動用自動車の使用に関する契約 届出書【様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒借入れ業者等)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第7号】	
④	請求書の提出 (借入れ業者等⇒市長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第11号】 請求内訳書 【別紙2】 自動車の借入れ	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (市長⇒借入れ業者等)		

(注)

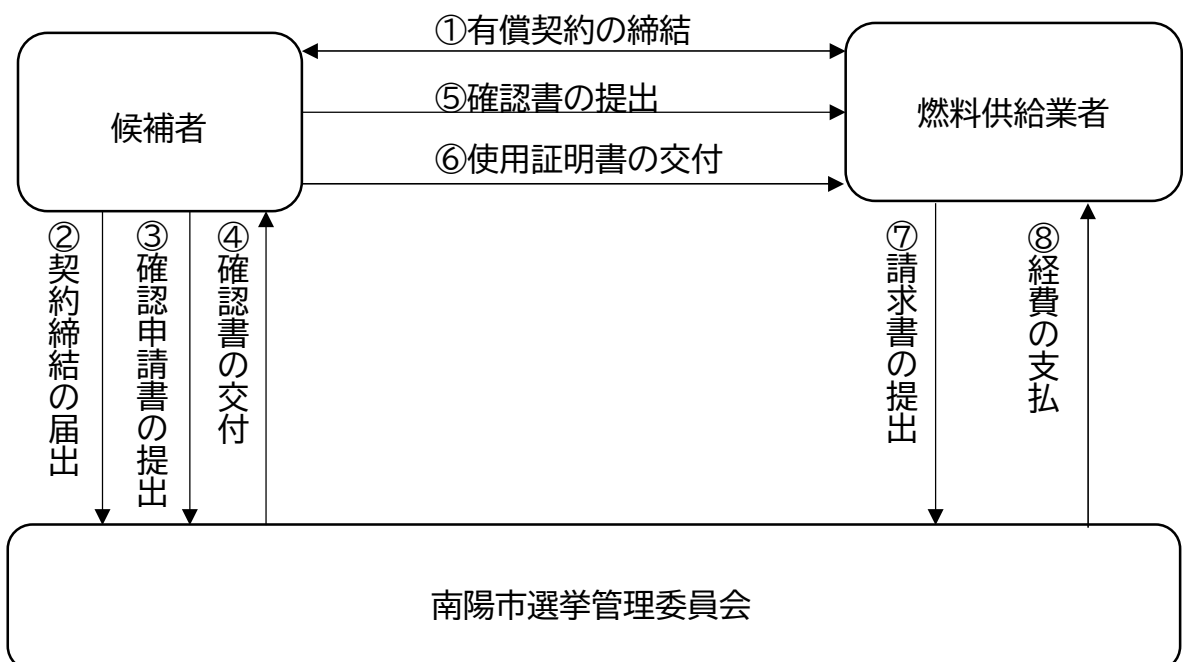
- 1 供託物が没収される候補者の経費については、借入れ業者等は南陽市長へ請求をすることはできません。
- 2 南陽市長に対する上記の請求は、市選挙管理委員会で受け付けます。
- 3 契約書に具備すべき内容は以下の通りです。
  - ・借受人が候補者であること
  - ・車種、登録番号等が記載されていること
  - ・契約期間の記載があること
  - ・有償契約であること
  - ・契約金額(内訳金額を含む)の記載があること
  - ・契約年月日の記載があること

## 選挙運動用自動車の使用（燃料代）

### ＜その他の契約＞

□南陽市選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
届出時	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用に関する契約届出書 【様式第1号】	
	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第3号】	
請求時	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第5号】	
	選挙運動用自動車使用証明書（燃料） 【様式第8号】	
	給油伝票の写し （給油年月日、自動車のナンバー、給油量、給油金額の分かるもの）	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第11号】	
	請求内訳書【別紙3】 燃料代	



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	契約書【任意様式】 ※業者の既存様式があれば使用	
②	契約締結の届出 (候補者⇒市選管)	選挙運動用自動車の使用に関する契約届出書【様式第1号】	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒市選管)	選挙運動用自動車燃料代確認申請書【様式第3号】	
④	確認書の交付 (市選管⇒候補者)	選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第5号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)	④の確認書	
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書(燃料)【様式第8号】	給油伝票の写し
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者⇒市長)	請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第11号】請求内訳書【別紙その3】燃料代	④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し
⑧	経費の支払 (市長⇒燃料供給業者)		

(注) 1

供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給業者は南陽市長へをすることはできません。南陽市長に対する上記の請求は、南陽市選挙管理委員会で受け付けます。契約書に具備すべき内容は以下の通りです。

- ・ 候補者と燃料供給業者との有償契約であること
- ・ 車種、登録番号等が記載されていること
- ・ 契約期間の記載があること
- ・ 契約金額(1ℓあたりの契約単価)の記載があること  
(給油日当日の店頭単価による契約をすることもできます)
- ・ 税込、税別の別を必ず記入してください。
- ・ 契約年月日の記載があること

### ●「給油伝票の写し」について

次に掲げる事項が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写し

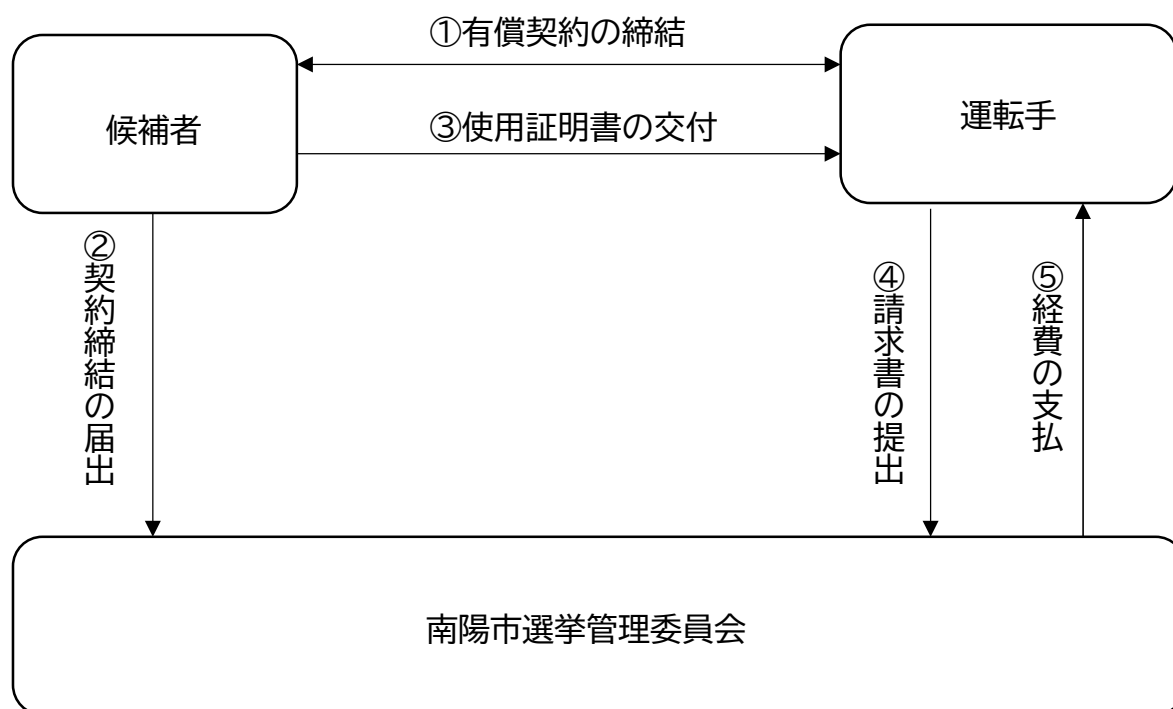
- ア 燃料の供給年月日
- イ 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- ウ 燃料供給量
- エ 燃料供給金額

## 選挙運動用自動車の使用（運転手）

### 〈その他の契約〉

□南陽市選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
届出時	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用に関する契約届出書 【様式第1号】	
請求時	選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 【様式第9号】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第11号】	
	請求内訳書【別紙その4】 運転手	



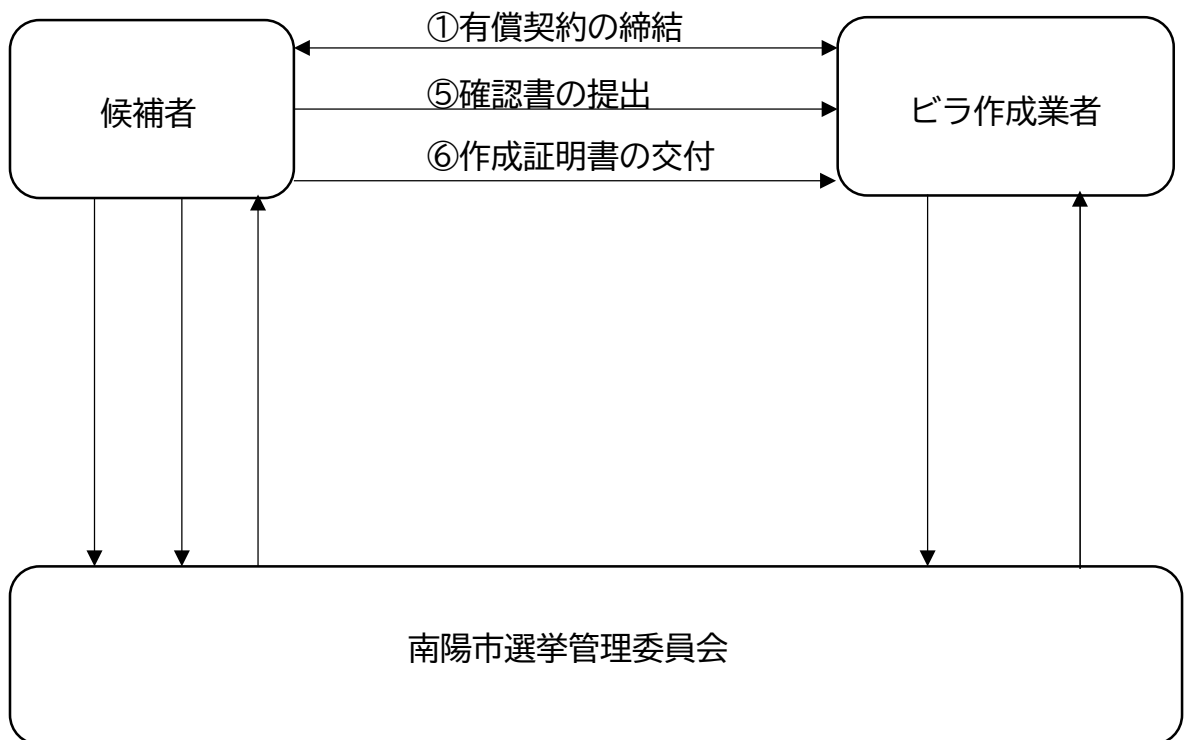
順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運転手)	契約書【任意様式】	
②	契約締結の届出 (候補者⇒市選管)	選挙運動用自動車の使用に関する契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運転手)	選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【様式第9号】	
④	請求書の提出 (運転手⇒市長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第11号】 請求内訳書【別紙その4】 運転手の雇用	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (市長⇒運転手)		

- (注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運転手は南陽市長へ請求をすることはできません。
- 2 南陽市長に対する上記の請求は、南陽市選挙管理委員会で受け付けます。
- 3 契約書に具備すべき内容は以下の通りです。
- ・ 候補者と運転手個人との有償契約であること
  - ・ 契約期間(始終業時間を含む)の記載があること
  - ・ 契約金額の記載があること
  - ・ 契約年月日の記載があること

## 選挙運動用ビラの作成

□南陽市選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
届出時	契約書の写し	
	選挙運動用ビラの作成に関する契約届出書 【様式第1号の2】	
	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第3号の2】	
請求時	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第5号の2】	
	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第9号の2】	
	請求書（選挙運動用ビラの作成） 【様式第11号の2】	
	請求内訳書【別紙】	



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	契約書【任意様式】 ※業者の既存様式があれば使用	
②	契約締結の届出 (候補者⇒市選管)	選挙運動用ビラの作成に関する契約届出書【様式第1号の2】	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒市選管)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書【様式第3号の2】	
④	確認書の交付 (市選管⇒候補者)	選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第5号の2】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成証明書【様式第9号の2】	納品書の写し
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者⇒市長)	請求書(選挙運動用ビラの作成) 【様式第11号の2】 請求内訳書【別紙】	④の確認書 ⑥の作成証明書 納品書の写し
⑧	経費の支払 (市長⇒ビラ作成業者)		

(注)

- 1 供託物が没収される候補者の経費については、ビラ作成業者は市長へ請求をすることはできません。
- 2 南陽市長に対する上記の請求は、南陽市選挙管理委員会で受け付けます。
- 3 納品書の写しはビラ作成枚数及びビラ作成金額が記載された書面で、ビラ作成業者から納品の際に受領したものの写しとなります。
- 4 契約書に具備すべき内容は以下の通りです。
  - ・ 候補者とビラ作成業者との有償契約であること
  - ・ 品名、規格、作成枚数の記載があること
  - ・ 契約金額(単価の記載を含む)の記載があること
  - ・ 納入期限の記載があること
  - ・ 契約年月日の記載があること

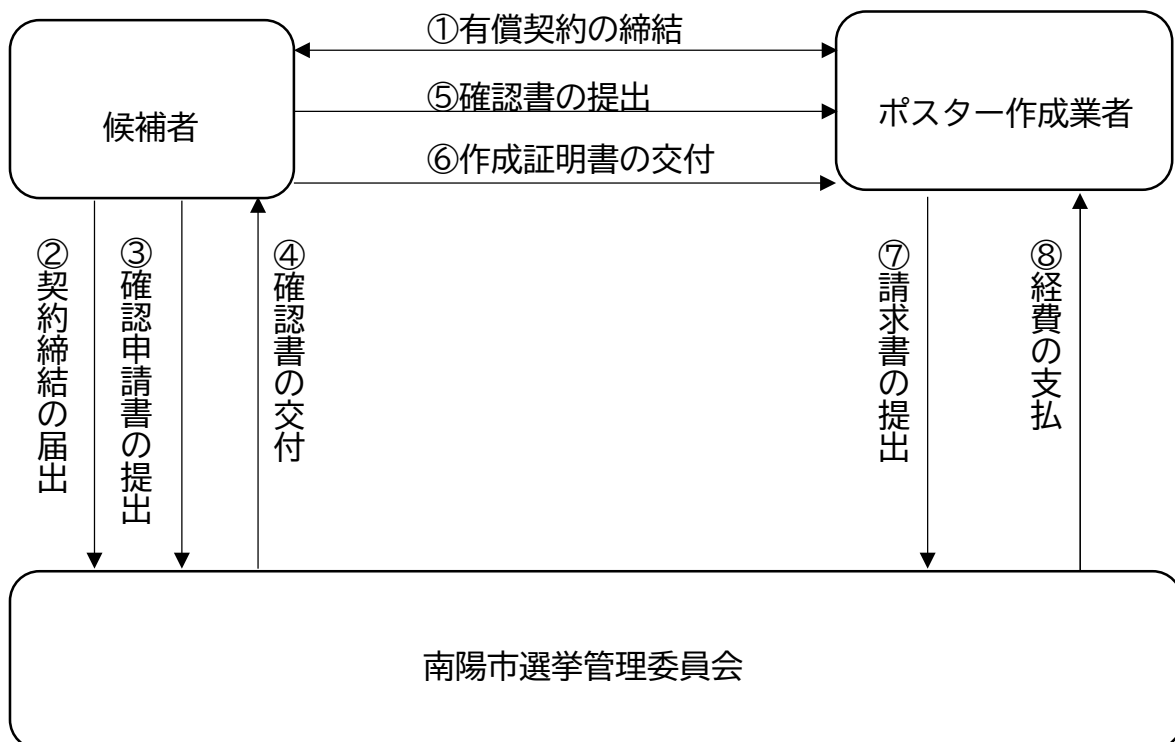
●作成枚数の限度について(法第142条第1項第7号)

市選管に届け出た2種類以内のビラ限度枚数  
市長 16,000枚

## 選挙運動用ポスターの作成

□南陽市選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
届出時	契約書の写し	
	選挙運動用ポスターの作成に関する契約届出書 【様式第2号】	
	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第4号】	
請求時	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第6号】	
	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第10号】	
	請求書（選挙運動用ポスターの作成） 【様式第12号】	
	請求内訳書【別紙】	



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	契約書【任意様式】 ※業者の既存様式があれば使用	
②	契約締結の届出 (候補者⇒市選管)	選挙運動用ポスターの作成に関する契約届出書【様式第2号】	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒市選管)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書【様式第4号】	
④	確認書の交付 (市選管⇒候補者)	選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第6号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成証明書【様式第10号】	納品書の写し
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者⇒市長)	請求書(選挙運動用ポスターの作成) 【様式第12号】 請求内訳書【別紙】	④の確認書 ⑥の作成証明書 納品書の写し
⑧	経費の支払 (市長⇒ポスター作成業者)		

- (注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成業者は南陽市長へ請求をすることはできません。
- 2 南陽市長に対する上記の請求は、南陽市選挙管理委員会で受け付けます。
- 3 納品書の写しはポスター作成枚数及びポスター作成金額が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものの写しとなります。
- 4 契約書に具備すべき内容は以下の通りです。
- ・ 候補者とポスター作成業者との有償契約であること
  - ・ 品名、規格、作成枚数の記載があること
  - ・ 契約金額(単価の記載を含む)の記載があること
  - ・ 納入期限の記載があること
  - ・ 契約年月日の記載があること

## 【参考】公費負担手続書類一覧表

書類 公費負担の種類		手続	候補者が作成し、 選挙管理委員会へ提出			事業者等が「経費の請求時」に 選挙管理委員会へ提出			
			契約届出書	契約書の写し	確認申請書	確認書	証明書	請求書	請求内訳書
選挙運動用自動車	一般運送契約 (ハイヤー)	◎ 第1号	◎	—	—	○ 第7号	□ 第11号	□ (別紙1)	
	その他の契約	自動車借入契約 (レンタル)	◎ 第1号	◎	—	—	○ 第7号	□ 第11号	□ (別紙2)
		燃料供給契約	◎ 第1号	◎	◎ 第3号	■ 第5号	○ ※第8号	□ 第11号	□ (別紙3)
		運転手雇用契約	◎ 第1号	◎	—	—	○ 第9号	□ 第11号	□ (別紙4)
選挙運動用ビラ		◎ 第1号の2	◎	◎ 第3号の2	■ 第5号の2	○ 第9号の2	□ 第11号	□ (別紙)	
選挙運動用ポスター		◎ 第2号	◎	◎ 第4号	■ 第6号	○ 第10号	□ 第12号	□ (別紙)	

### 【凡例】

- ◎…候補者が作成し、選挙管理委員会へ提出
- …候補者が作成し、事業者等へ交付し、事業者等が請求時に選挙管理委員会へ提出
- …選挙管理委員会が作成し候補者へ交付したものを、候補者が事業者等へ交付し、事業者等が選挙管理委員会へ提出
- …事業者等が作成し、請求時に選挙管理委員会へ提出
- ※…給油伝票の写しを添付

第1号…別記様式第1号

(南陽市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程)

## 【参考】 選挙運動関係者に対する報酬及び弁当料等の支払いについて

選挙運動関係者の区分		報酬	弁当料 (実費弁償)	弁当の提供 ※315食以内	その他
<b>選挙運動員</b> (選挙運動に従事する者)  ※家族や友人等の 使用関係に無い者 は含まない(報酬は 支払えない)  1日12人以内 延べ60人以内 (あらかじめ文書で届出が されていない人には、支給 できません) (法197の2②、冷129③)	① 事務員 (選挙事務所において事 務をする者)	○ (~15,000円/日)	○ (1食1,500円以内、 1日4,500円以内)	○	【報酬】 ・報酬を支払う場合、選管 への事前届出が必要。 ・超過勤務手当を支払うこ とは出来ない。 【弁当料】 ・弁当の提供を受けた場 合、弁償額から弁当実費 を差し引く。  【弁当料】 ・弁当の提供を受けた場 合、弁償額から弁当実費 を差し引く。
	② 車上等運動員 (ウグイス嬢等)	○ (~20,000円/日)			
	③ 手話通訳者				
	④ 要約筆記員				
	⑤ その他 (有権者への電話かけ 等、選挙運動をする 者)	×	○ (1食1,500円以内、 1日4,500円以内)	○	
<b>労務者</b> (ポスター貼り、宛名書き、運転手等) ※単純かつ機械的労務に従事する者 (選挙運動に携わらない) <b>届出不要</b>	○ (~10,000円/日)	×	○ (報酬から弁当 実費を 差し引く)	【報酬】 ・超過勤務手当を支払うこ とができる。(基本手当 の5割以内)	

○…支払う(提供する)ことができる、×…支払う(提供する)ことができない

# 選挙公営Q & A

## (1) 総論

### 【Q1】

選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか。

### 【A1】

公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

### 【Q2】

公費負担額は、収支報告書に記載する必要がありますか。

### 【A2】

- (1) 選挙運動用自動車の使用…記載は不要（選挙運動用自動車に関する費用は、選挙運動費用とはみなされないため）
- (2) 選挙運動用ビラの作成…記載が必要
- (3) 選挙運動用ポスターの作成…記載が必要

### 【Q3】

無投票の場合、公費負担はどうなりますか。

### 【A3】

以下の費用について、公費負担の対象となります。ただし、いずれの場合も、告示日までに書面により有償契約を締結していることが要件となります。

- (1) 選挙運動用自動車の使用…告示日1日分の費用
- (2) 選挙運動用ビラの作成…作成費用
- (3) 選挙運動用ポスターの作成…作成費用

### 【Q4】

使用（作成）証明書を契約業者等に交付する時期はいつでしょうか。選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか。

### 【A4】

使用（作成）証明書は、いずれも実績に基づいて作成するものですので、契約履行後直ちに作成し、契約業者等へ交付してください。

## (2) 選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

### 【Q1】

公費負担の対象となるのはどのような自動車ですか。

### 【A1】

主として選挙運動のために使用され、市選挙管理委員会の定める表示をした自動車であり、候補者1人につき1台となります。

### 【Q2】

選挙運動用自動車として1台、選挙事務所の業務用に2台借りる予定ですが、3台とも公費負担の対象になりますか。

### 【A2】

公費負担対象は選挙運動用自動車1台分です。なお、選挙運動用自動車として利用できる車両は1台に限られます。

### 【Q3】

レンタカー業者から、選挙運動用自動車として、様々な装備品等のオプションを付けたレンタカーを借りようと思っています。この場合、オプション等の料金は、公費負担の対象となりますか。

(例) 免責補償料（任意加入）、特別装備料（予備バッテリー）、装備品使用料（ルーフキャリア、看板、スピーカー等）、保険補償以外のサービスに係る保険料

### 【A3】

公費負担の対象は、借入時の「基本料金」部分となります。一般的にレンタカー業者の「基本料金」には、車両本体と保険補償（対人、対物等の保険）の料金が含まれています。

上記事例のような「付帯料金」は、公費負担の対象とはなりません。

基本料金以外の費用が含まれているのであれば、基本料金とそれ以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。契約書に記載できない場合は、見積書等の契約内容の内訳明細書が必要となります。

### 【Q5】

選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書の契約期間欄はどのように記載したらよいですか。

【A5】

選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。ただし、公費負担の対象期間は選挙運動期間に限られており、それ以外の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

**(3) 選挙運動用自動車の使用（燃料の供給）**

【Q1】

セルフ給油のガソリンスタンドで給油してもよいでしょうか。

【A1】

差し支えありません。ただし、有償契約を締結する際に給油伝票を作成してもらえよう打合せしておく必要があります。

【Q2】

選挙運動開始時（初日）に選挙運動用自動車の燃料の残量が少なくなっていることに気づき、給油した燃料も公費負担請求できますか。

【A2】

選挙運動で使用した燃料でないため請求できません。選挙運動期間中に選挙運動用自動車を選挙運動に使用した燃料に限ります。

よって、選挙運動期間に入る直前（前日）に、選挙運動用自動車に燃料を満タン給油しておき、各日の選挙運動が終了した時点で給油する等の対応をお願いいたします。

【Q3】

2社以上のガソリンスタンドで選挙運動用自動車に給油しましたが、公費負担申請は2社分ともできますか。

【A3】

公費負担できる上限の範囲内で申請が可能です。ただし、燃料供給契約が書面により締結されていることが必要です。

【Q4】

投票日前日の夜、ガソリンスタンドが閉店していたため、投票日に給油しましたが、公費負担の対象となりますか。

【A4】

公費負担の対象は、選挙運動期間内（告示日から投票日前日まで）となるため、公費負担の対象となりません。

#### (4) 選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）

【Q1】

契約した運転手に選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっていますが、この運転手の雇入れ費用は、全額公費負担の対象となりますか。

【A1】

運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象となりません。

【Q2】

選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか。

(例) 選挙運動期間 7/5～7/11（7日間）

A氏 7/5・7/6の2日間で運転契約

B氏 7/7～7/11までの5日間で運転契約

【A2】

公費負担の対象は、1日あたり運転手1人となります。

上記事例の場合のように、同一日に運転業務が重ならない場合、A氏、B氏のいずれもが、公費負担の対象となります。なお、A氏、B氏とそれぞれと契約する必要があります。

しかし、同1日に2人以上の運転手と契約した場合は、候補者が指定するいずれか1人の運転手のみ公費負担の対象となります。

【Q3】

予定していた運転手（A）に急用が発生したため、代わりの者（B）が運転手を務めましたが、公費負担の対象となりますか。また、候補者自らが運転した場合はどうですか。

【A3】

代わりの者（B）と候補者との間で運転に関する有償契約を締結し、契約届出書の提出など所定の手続きをとれば、公費負担を受けることができます。ただし、この（B）が候補者と同一生計の親族である場合は対象となりません。

また、候補者自らが運転した場合は、公費対象とはなりません。なお、(A)は運転を行わなかった日については報酬を受け取ることができませんので、使用(作成)証明書や請求内訳書には運転に従事した日だけを記載してください。

## **(5) 選挙運動用ビラの作成**

### **【Q1】**

選挙運動用ビラは新聞折込みにより頒布できますが、一般紙ではなくフリーペーパー紙の折込みを利用して、ポスティングすることはできますか。

### **【A1】**

できません。「新聞折込みによる頒布」とは、通常的一般紙(機関紙・業界紙等含む)における新聞折込みのように、定着した販売網を通じて配布される新聞に折込む方法であるとされています。

### **【Q2】**

選挙運動用ビラは選挙運動期間中以外に頒布できますか。

### **【A2】**

選挙運動期間中以外は頒布できません。

なお、選挙運動用ビラを頒布するためには、選挙管理委員会が交付するビラに貼付する証紙を貼付する必要があり、この証紙を交付するのは、立候補届出が受理されたとき以降になります。

### **【Q3】**

選挙運動期間中、午前7時に街頭あいさつを行っていますが、その際に選挙運動用ビラを頒布することはできますか。

### **【A3】**

できません。街頭演説の場所で選挙運動用ビラを頒布することができますが、街頭演説には午前8時から午後8時までの時間制限があります。

## **(6) 選挙運動用ポスターの作成**

### **【Q1】**

選挙運動用ポスター作成費用は、すべて公費負担の対象となりますか。

### **【A1】**

ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用はすべて公費負担の対象となります。

例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。  
ただし、金額、作成枚数には上限があります。

【Q2】

イベント用のポスターと選挙運動用ポスターを一括発注したため、デザイン料・写真撮影費用について、公費負担対象外分と公費負担対象分を区分することが困難です。この場合、デザイン料・写真撮影費用をどのように区分すればよいでしょうか。

【A2】

本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明のできる方法で、公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要となります。

例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、イベント用ポスターと選挙運動用ポスターの作成枚数を用いて、デザイン料金を按分することなどが考えられます。（選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合等も同様です）

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをおすすめします。

【Q3】

印刷物の作成に際し、写真撮影、デザイン、印刷をそれぞれ別の業者で行いました。各業者からどのように請求すればよいですか。

【A3】

ビラ及びポスターの公費請求額は、「作成枚数×作成単価」で算出することになっています。写真撮影やデザインのみを担当した業者は、作成枚数が0枚ですので、市に直接に請求することができません。

なお、印刷物の作成業者が写真撮影やデザインを外注した場合には、その費用を含んで市に請求することができます。契約届出書と併せて費用の内訳がわかる書類の写しを提出してください。

【Q4】

選挙運動用ポスターの作成枚数に制限はありますか。

【A4】ポスター作成枚数については、法令上の制限はありません。

ただし、公費負担の対象となる作成枚数は、上限枚数が定められています。

## 運 送 契 約 書

南陽市長選挙立候補予定者 戸籍名を記載 (以下「甲」という。)と南陽ハイヤー 代表 南陽 せん (以下「乙」という。)とは、選挙運動用自動車の運送に関し、次のとおり契約を締結する。

1 使用目的

公職選挙法 141 条に基づき、選挙運動のために使用。

2 車種及び登録番号・車両番号

普通自動車 山形300 わ 12-34

3 台数

1台

4 契約期間

令和8年7月●日から令和8年7月●日まで 7 日間

5 契約金額

350,000 円(内訳 50,000 円× 7 日)

6 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、南陽市議会議員及び南陽市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき南陽市に請求するものとする。なお、南陽市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、不足額は甲が支払うものとする。また、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は南陽市に請求ができない。

令和●年●月●日

南陽市長選挙立候補予定者

甲住所 南陽市三間通○○番地

氏名 ○○ ○○ 印

乙住所 南陽市三間通○○番地

氏名 南陽ハイヤー

代表 南陽 せん 印

## <その他の契約>

### 車 両 賃 貸 借 契 約 書

南陽市長選挙立候補予定者 ○○ ○○（以下「甲」という。）と**有限会社 南陽自動車**  
代表 **南陽 投二郎**（以下「乙」という。）とは、車両の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

1 使用目的

甲は、公職選挙法に基づき、選挙運動のために使用。

2 車種及び登録番号・車両番号

**普通自動車 山形300 わ 12-34**

3 台 数

1台

4 契約期間

令和●年●月●日から令和●年●月●日まで **7** 日間

5 契約金額

**70,000** 円（内訳 **10,000** 円× **7** 日）

6 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、南陽市議会議員及び南陽市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき南陽市に請求するものとする。なお、南陽市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、不足額は甲が支払うものとする。また、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は南陽市に請求ができない。

令和●年●月●日

南陽市長選挙立候補予定者

甲 住 所 **南陽市三間通○○番地**

氏 名 ○○ ○○ 印

乙 住 所 **南陽市三間通○○番地**

氏 名 **有限会社南陽自動車**

**代表 南陽 投二郎** 印

## <その他の契約>

### 選挙運動用自動車燃料供給契約書

南陽市長選挙立候補予定者 ○○ ○○（以下「甲」という。）と 南陽石油 代表 南陽 票子（以下「乙」という。）とは、選挙運動用自動車の燃料供給に関し、次のとおり契約を締結する。

#### 1 目的

選挙運動用自動車に係る燃料の供給。

#### 2 車種及び登録番号・車両番号

普通自動車 山形300わ12-34

#### 3 契約期間

令和●年●月●日から令和●年●月●日まで 7 日間

#### 4 契約金額

単価1リットル当たり 170 円（消費税を含む。）とし、期間中の供給量に単価を乗じた額とする。

#### 5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、南陽市議会議員及び南陽市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき南陽市に請求するものとする。

なお、南陽市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、不足額は甲が支払うものとする。また、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は南陽市に請求ができない。

令和●年●月●日

南陽市長選挙立候補予定者

甲 住 所 南陽市三間通○○番地

氏 名 ○○ ○○ 印

乙 住 所 南陽市三間通○○番地

氏 名 南陽石油

代表 南陽 票子 印

## <その他の契約>

### 自動車運転契約書

南陽市長選挙立候補予定者 ○○ ○○（以下「甲」という。）と 南陽市三間通○○番地  
法律夫（以下「乙」という。）とは、甲が使用する公職選挙法第141条に定める選挙運動用  
自動車の運転に関し、次のとおり契約を締結する。

#### 1 契約期間・従事時間

令和●年●月●日から令和●年●月●日まで（●日間）  
（従事時間：各日とも午前8時から午後8時まで）

#### 2 契約金額

70,000 円（1日につき 10,000 円）

#### 3 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、南陽市議会議員及び南陽市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき南陽市に請求するものとする。なお、南陽市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、不足額は甲が支払うものとする。また、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は南陽市に請求ができない。

令和●年●月●日

南陽市長選挙立候補予定者

甲 住 所 南陽市三間通○○番地

氏 名 ○○ ○○ 印

乙 住 所 南陽市三間通○○番地

氏 名 法律夫 印

## 選挙運動用ビラ作成契約書

南陽市長選挙候補者 ○○ ○○（以下「甲」という。）と株式会社なんちゃん印刷  
代表 用 一郎（以下「乙」という。）とは、選挙運動用ビラの作成に関し、次のとおり契約を締結する。

## 1 品名・規格

公職選挙法第142条に定めるビラ

（長さ 29.7センチメートル、幅 21センチメートル）

## 2 数量

16,000 枚

## 3 契約金額・作成単価

契約金額 37,000 円（内消費税 3,363 円）

作成単価 7円40銭（税込）

## 4 納入期限

令和●年●月●日

## 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、南陽市議会議員及び南陽市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき南陽市に請求するものとする。なお、南陽市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、不足額は甲が支払うものとする。また、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は南陽市に請求ができない。

令和●年●月●日

南陽市長選挙立候補予定者

甲 住 所 南陽市三間通○○番地

氏 名 ○○ ○○ 印

乙 住 所 南陽市三間通○○番地

氏 名 株式会社なんちゃん印刷

代表 用 一郎 印

## 選挙運動用ポスター作成契約書

南陽市長選挙立候補予定者 ○○ ○○（以下「甲」という。）と株式会社なんちゃん印刷  
代表用 一郎（以下「乙」という。）とは、選挙運動用ポスターの作成に関し、次のとおり契  
約を締結する。

## 1 品名・規格

公職選挙法第143条に定めるポスター  
（長さ 42 センチメートル、幅 30 センチメートル）

## 2 数量（印刷枚数）

150 枚

## 3 契約金額・作成単価

契約金額 400,000 円（内消費税 36,363 円）

作成単価 2,666 円 67 銭（税込）

## 4 納入期限

令和●年●月●日

## 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、南陽市議会議員及び南陽市長の選挙にお  
ける選挙運動の公費負担に関する条例に基づき南陽市に請求するものとする。なお、南陽  
市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、不足額は甲が支払うものとする。ま  
た、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は南陽市に請  
求ができない。

令和●年●月●日

南陽市長選挙立候補予定者

甲 住 所 南陽市三間通○○番地

氏 名 ○○ ○○ 印

乙 住 所 南陽市三間通○○番地

氏 名 株式会社なんちゃん印刷

代表用 一郎 印

様式第1号(選挙運動用自動車の使用に関する契約届出書)

届出日(告示日以降)を記入

〈ハイヤー契約の場合〉

選挙運動用自動車の使用に関する契約届出書

令和●年●月●日

南陽市選挙管理委員会委員長 殿

令和8年7月12日執行 南陽市長選挙

候補者氏名 戸籍名を記載

次のとおり選挙運動用自動車の使用に関する契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和8年●月●日	南陽市三間通○○番地 南陽ハイヤー 代表 南陽 せん	令和8年●月●日から 令和8年●月●日まで	250,000 円	

契約は告示日前でも可

2 1に掲げる場合以外の場合(前記1の場合は記載不要)

区分	項目	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
				借入れ期間等	契約金額	
自動車 の借入れ		令和8年●月●日			円	
		令和8年●月●日			円	
運転手 の雇用		令和8年●月●日			円	
		令和8年●月●日			円	
燃料代		令和8年●月●日			円	
		令和8年●月●日			円	

備考

- 1 契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、2の「契約内容」欄の「契約金額」に契約単価を記載してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第1号(選挙運動用自動車の使用に関する契約届出書)

〈その他の契約の場合〉

届出日(告示日以降)を記入

選挙運動用自動車の使用に関する契約届出書

令和●年●月●日

南陽市選挙管理委員会委員長 殿

令和●年●月●日執行 南陽市長選挙  
候補者氏名 戸籍名を記載

次のとおり選挙運動用自動車の使用に関する契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	

契約は告示日前でも可

2 1に掲げる場合以外の場合(前記1の場合は記載不要)

区分	項目	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
				借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ		令和8年●月●日	南陽市三間通○○番地 (有)南陽自動車 代表 南陽 投二郎	令和8年●月●日から 令和8年●月●日まで	50,000円	
		令和8年●月●日			円	
運転手の雇用		令和8年●月●日	南陽市三間通○○番地 法律夫	令和8年●月●日から 令和8年●月●日まで	50,000円	
		令和8年●月●日			円	
燃料代		令和8年●月●日	南陽市三間通○○番地 南陽石油 代表 南陽 票子	山形 300 わ 12 - 34	給油日当日の店頭価格 ●●●円	
		令和8年●月●日			円	

備考

- 1 契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、2の「契約内容」欄の「契約金額」に契約単価を記載してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は

提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第1号の2(ビラの作成に関する契約届出書)

ビラの作成に関する契約届出書

届出日(告示日以降)を記入

令和●年●月●日

南陽市選挙管理委員会委員長 殿

令和●年●月●日執行 南陽市長選挙

候補者氏名 戸籍名を記載

次のとおりビラの作成に関する契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和●年●月●日	南陽市三間通○○番地 株なんちゃん印刷 代表 用 一郎	5,000 枚	37,000 円	1枚当たりの単価を記載

契約は告示日前でも可

備考

- 1 契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第2号(ポスターの作成に関する契約届出書)

ポスターの作成に関する契約届出書

届出日(告示日以降)を記入

令和●年●月●日

南陽市選挙管理委員会委員長 殿

令和●年●月●日執行 南陽市長選挙  
候補者氏名 戸籍名を記載

次のとおり選挙運動用ポスターの作成に関する契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容			備考
		作成契約枚数	作成契約金額	1枚当たり単価	
令和●年 ●月●日	南陽市三間通○○番地 (株)なんちゃん印刷 代表 用 一郎	150 枚	400,000 円	2,666 円 67 銭	
年 月 日					

備考

実際の契約枚数

- 1 契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第3号(選挙運動用自動車の燃料代の確認申請書)

自動車燃料代確認申請書

届出日(告示日以降)を記入

令和●年●月●日

南陽市選挙管理委員会委員長 殿

令和●年●月●日執行 南陽市長選挙  
候補者氏名 戸籍名を記載

次の自動車燃料代につき、南陽市議会議員及び南陽市長の選挙における選挙運動自動車の使用等の公営に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 令和●年●月●日
- 2 契約の相手方  
氏名又は名称 南陽石油  
住所又は所在地 南陽市三間通○○番地  
代表者の氏名 代表 南陽 票子

(法人の場合)

- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

山形300 わ 12-34

- 4 確認申請金額 15,750 円

燃料供給後、確定した申請額を記入

区分	購入金額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	0 円	0 円
今回の購入金額 (b)	15,750 円	15,750 円
燃料代計 (a)+(b)	15,750 円	15,750 円
備考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に作成し、南陽市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象金額(確認申請金額欄の限度額又は購入金額のどちらか少ない金額)の確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。
- 5 候補者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

ビラ作成枚数確認申請書

届出日(告示日以降)を記入

令和●年●月●日

南陽市選挙管理委員会委員長 殿

令和●年●月●日執行 南陽市長選挙  
候補者氏名 戸籍名を記載

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、南陽市議会議員及び南陽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します

- 1 契約年月日 令和●年●月●日
- 2 契約の相手方  
氏名又は名称 (株)なんちゃん印刷  
住所又は所在地 南陽市三間通○○番地  
代表者の氏名 代表 用 一郎  
(法人の場合)

- 3 確認申請枚数 16,000 枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済又は 確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0 枚	0 枚
今回の購入枚数 (b)	16,000 枚	16,000 枚
枚数計 (a)+(b)	16,000 枚	16,000 枚
備 考		

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から南陽市選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」欄には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。
- 候補者本人が申請する場合にあたっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあたっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第 4 号(ポスター作成枚数確認申請書)

ポスター作成枚数確認申請書

届出日(告示日以降)を記入

令和●年●月●日

南陽市選挙管理委員会委員長 殿

令和●年●月●日執行 南陽市長選挙  
候補者氏名 戸籍名を記載

次のポスター作成枚数につき、南陽市議会議員及び南陽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第 11 条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 令和●年●月●日
- 2 契約の相手方  
氏名又は名称 (株)なんちゃん印刷  
住所又は所在地 南陽市三間通○○番地  
代表者の氏名 代表用 一郎  
(法人の場合)

実際の作成枚数

- 3 確認申請枚数 115 枚

区 分	作成枚数	左のうち確認数 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	0 枚	0 枚
今回の購入枚数(b)	150 枚	115 枚
枚数計(a)+(b)	150 枚	115 枚
備 考		

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者から南陽市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。
- 4 補者本人が申請する場合にあたっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあたっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第7号(選挙運動用自動車使用証明書)

〈ハイヤー契約の場合〉

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日

使用の最終日以降

令和●年●月●日執行 南陽市長選挙  
候補者氏名 戸籍名を記載

運送等契約区分 (該当する番号に○)	①	一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2	左に掲げる契約以外の場合
運送事業者等の氏名及び住所 (法人の場合は名称、所在地及び代表者の氏名)	南陽市三間通○○番地 南陽ハイヤー 代表 南陽 せん			
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考	
普通 山形300わ12-34	令和●年●月●日から 令和●年●月●日まで	250,000 円		
	年 月 日から 年 月 日まで	円		

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて運送事業者等ごとに別々に作成し、選挙の期日後、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が南陽市に支払いを請求する場合には、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、南陽市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
  - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
  - (1)以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約とそれ以外の契約とのいずれかが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約又は候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、南陽市に支払を請求することはできません。

〈その他の契約の場合〉

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日

使用の最終日以降

令和●年●月●日執行 南陽市長選挙

候補者氏名 戸籍名を記載

運送等契約区分 (該当する番号に○)	1	一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	②	左に掲げる契約以外の場合
運送事業者等の氏名及び住所 (法人の場合は名称、所在地及び代表者の氏名)	南陽市三間通○○番地 (有)南陽自動車 代表 南陽 投二郎			
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考	
普通 山形300 わ12-34	令和●年●月●日から 令和●年●月●日まで	50,000円		
	年 月 日から年 月 日まで	円		

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて運送事業者等ごとに別々に作成し、選挙の期日後、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が南陽市に支払いを請求する場合には、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、南陽市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
  - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
  - (1)以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約とそれ以外の契約とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約又は候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、南陽市に支払を請求することはできません。

様式第 8 号(選挙運動用自動車使用証明書)

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

次のとおり燃料の供給を受けたものであることを証明します。

年 月 日

供給最終日以降

令和●年●月●日執行 南陽市長選挙  
候補者氏名 戸籍名を記載

燃料供給業者の氏名及び住所 (法人の場合は名称、所在地及び代表者の氏名)		南陽市三間通○○番地 南陽石油 代表南陽 票子		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額 (諸税含む)	備考
令和●年●月●日	山形300わ12-34	30 L	5,100 円	
令和●年●月●日	山形300わ12-34	20 L	3,400 円	
令和●年●月●日	山形300わ12-34	20 L	3,400 円	
令和●年●月●日	山形300わ12-34	10 L	1,700 円	
令和●年●月●日	山形300わ12-34	30 L	5,100 円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が南陽市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、南陽市に対して支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書の記載された金額までです。

様式第 9 号(選挙運動用自動車使用証明書)

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

年 月 日

使用の最終日以降

令和●年●月●日執行 南陽市長選挙

候補者氏名 戸籍名を記載

運転手の氏名及び住所	南陽市三間通〇〇番地 法 律 夫	
雇用年月日	報酬の額	備考
令和●年●月●日	10,000 円	1 台
令和●年●月●日	10,000 円	1 台
令和●年●月●日	10,000 円	1 台
令和●年●月●日	10,000 円	1 台
令和●年●月●日	10,000 円	1 台

備 考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 3 運転手が南陽市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 4 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は南陽市に対して支払を請求することはできません。
- 5 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日を通じて 12,500 円までです。
- 6 同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 人に限られていますので、その指定をした 1 人のみについて記載してください。
- 7 候補者の指定した運転手以外の運転手は南陽市に支払を請求することはできません。

様式第9号の2(ビラ作成証明書)

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

告示日以降かつ納品後

令和●年●月●日執行 南陽市長選挙  
候補者氏名 戸籍名を記載

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	(株)なんちゃん印刷 南陽市三間通〇〇番地 代表 用 一郎
作成枚数	16,000枚
作成金額	37,000円
備考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が南陽市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、南陽市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数 南陽市長選挙 16,000枚

(2) 限度額

8円38銭(単価)×確認された作成枚数＝限度額(1銭未満の端数は切上げ)

様式第 10 号(ポスター作成証明書)

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日

告示日以降かつ納品日後

令和●年●月●日執行 南陽市長選挙

候補者氏名 戸籍名を記載

ポスター作成業者の氏名及び住所 (法人の場合は、名称、所在地及び代表者の氏名)	(株)なんちゃん印刷 南陽市三間通〇〇番地 代表 用 一 郎
作成枚数	150 枚
作成金額	400,000 円
ポスター掲示場数	115 か所

備 考

- この証明書は、作成の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、選挙の期日後、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が南陽市に支払を請求する場合には、この証明書と選挙運動用ポスター作成枚数確認書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、南陽市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数 ポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額 以下の計算式により算出された単価×確認された作成枚数

$541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数} 115 + 316,250円$

＝単価

ポスター掲示場数 115

(1円未満の端数は切上げ)

〈ハイヤー契約の場合〉

請求書(選挙運動用自動車の使用)

選挙期日後

令和 8 年〇〇月〇〇日

南陽市長 殿

氏名又は名称 南陽ハイヤー  
 住所又は所在地 南陽市三間通〇〇番地  
 代表者の氏名 代表 南陽 せん  
 (法人の場合)  
 発行責任者 代表 南陽 拳士  
 電話番号 0238(40)××××

南陽市議会議員及び南陽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 250,000 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和 8 年 7 月 1 2 日 執行 南陽市長選挙
- 4 候補者の氏名 戸籍名を記載
- 5 金融機関名、口座番号及び口座名義人

金融機関名	銀行・信用金庫 〇〇 信用組合・農協	〇〇 支店						
預金種別 口座番号	1 普通 2 当座	1	1	1	1	1	1	1
フリガナ								
口座名義人								

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和 4 5 年運輸省令第 7 号) 第 1 3 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和 2 6 年運輸省令第 7 4 号) 第 3 6 条の 1 7 第 1 項第 4 号若しくは第 3 6 条の 1 8 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、南陽市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙)その1

請求内訳書  
一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合

候補者氏名 戸籍名を記載

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和●年●月●日	(50,000)円×1台 = (50,000)円	64,500円×1台 = 64,500円	50,000円	
令和●年●月●日	(50,000)円×1台 = (50,000)円	64,500円×1台 = 64,500円	50,000円	
令和●年●月●日	(50,000)円×1台 = (50,000)円	64,500円×1台 = 64,500円	50,000円	
令和●年●月●日	(50,000)円×1台 = (50,000)円	64,500円×1台 = 64,500円	50,000円	
令和●年●月●日	(50,000)円×1台 = (50,000)円	64,500円×1台 = 64,500円	50,000円	
計	250,000円	322,500円	250,000円	

備考

「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

<その他の契約(自動車の借入れ)>

請求書  
(選挙運動用自動車の使用)

選挙期日後

令和 8 年 ○ 月 ○ ○ 日

南陽市長 殿

氏名又は名称 (有)南陽自動車  
 住所又は所在地 南陽市三間通○○番地  
 代表者の氏名 代表 南陽 投二郎  
 (法人の場合)  
 発行責任者 代表 南陽 管子  
 電話番号 0238(40)××××

南陽市議会議員及び南陽市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 50,000 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和 8 年 7 月 1 2 日執行 南陽市長選挙
- 4 候補者の氏名 戸籍名を記載
- 5 金融機関名、口座番号及び口座名義人

金融機関名	銀行 信用金庫 ○○ 信用組合・農協	○○ 支店
預金種別 口座番号	1 普通 2 当座	1 1 1 1 1 1 1
フリガナ		
口座名義人		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和 4 5 年運輸省令第 7 号) 第 1 3 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和 2 6 年運輸省令第 7 4 号) 第 3 6 条の 1 7 第 1 項第 4 号若しくは第 3 6 条の 1 8 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、南陽市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

## 請求内訳書

一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合

## (1)自動車の借入れ

候補者氏名 戸籍名を記載

使用年月日	(ア)借入れ金額	(イ)基準限度額	請求金額 (円)	備考
令和●年●月●日	(10,000)円×1台 =(10,000)円	16,100円×1台 =16,100円	10,000円	
令和●年●月●日	(10,000)円×1台 =(10,000)円	16,100円×1台 =16,100円	10,000円	
令和●年●月●日	(10,000)円×1台 =(10,000)円	16,100円×1台 =16,100円	10,000円	
令和●年●月●日	(10,000)円×1台 =(10,000)円	16,100円×1台 =16,100円	10,000円	
令和●年●月●日	(10,000)円×1台 =(10,000)円	16,100円×1台 =16,100円	10,000円	
計	50,000円	80,500円	50,000円	

## 備考

「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

<その他の契約(燃料供給)>

請求書  
(選挙運動用自動車の使用)

選挙期日後

令和 8 年 〇 月 〇 〇 日

南陽市長 殿

氏名又は名称 南陽石油  
 住所又は所在地 南陽市三間通〇〇番地  
 代表者の氏名 代表 南陽 票子  
 (法人の場合)  
 発行責任者 代表 南星 麗  
 電話番号 0238(40)××××

南陽市議会議員及び南陽市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 18,700 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和 8 年 7 月 1 2 日 執行 南陽市長選挙
- 4 候補者の氏名 戸籍名を記載
- 5 金融機関名、口座番号及び口座名義人

金融機関名	銀行・信用金庫 〇〇 信用組合・農協	〇〇 支店						
預金種別 口座番号	1 普通 2 当座	1	1	1	1	1	1	1
フリガナ								
口座名義人								

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほか に選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号、燃料供給量、燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、南陽市に支払を請求することはできません。

## 請求内訳書

一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合

## (2)燃料代

候補者氏名 戸籍名を記載

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和●年●月●日	山形300 わ12-34	170円×30L =5,100円			
令和●年●月●日	山形300 わ12-34	170円×20L =3,400円			
令和●年●月●日	山形300 わ12-34	170円×20L =3,400円			
令和●年●月●日	山形300 わ12-34	170円×10L =1,700円			
令和●年●月●日	山形300 わ12-34	170円×30L =5,100円			
計		18,700円	38,500円	18,700円	

## 備考

- 「基準限度額」(計)欄には、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」(計)欄には、(ア)の(計)欄又は(イ)の(計)欄を比較して少ない方の金額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、選挙運動用自動車の使用に関する契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

<その他の契約(運転手の雇用)>

請求書  
(選挙運動用自動車の使用)

選挙期日後

令和8年 月 日

南陽市長 殿

氏名又は名称 法律夫  
 住所又は所在地 南陽市三間通〇〇番地  
 代表者の氏名  
 (法人の場合)  
 発行責任者 則規 守  
 電話番号 0238(52)××××

南陽市議会議員及び南陽市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 50,000 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和8年7月12日執行 南陽市長選挙
- 4 候補者の氏名 戸籍名を記載
- 5 金融機関名、口座番号及び口座名義人

金融機関名	銀行・信用金庫 〇〇 信用組合・農協	〇〇 支店						
預金種別 口座番号	1 普通 2 当座	1	1	1	1	1	1	1
フリガナ								
口座名義人								

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号、燃料供給量、燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、南陽市に支払を請求することはできません。

請求内訳書

一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合

運転手の雇用

候補者氏名 戸籍名を記載

雇用年月日	(ア)報酬	(イ)基準限度額	請求金額(円)	備考
令和●年●月●日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和●年●月●日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和●年●月●日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和●年●月●日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和●年●月●日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
計	50,000 円	62,500 円	50,000 円	

備考

「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

様式第 11 号の 2(ビラ作成に関する請求書)

請 求 書(ビラの作成)

選挙期日後



令和●年●月●日

南陽市長 殿

氏名又は名称 (株)なんちゃん印刷

住所又は所在地 南陽市三間通○○番地

代表者の氏名 代表 用 一郎

(法人の場合)

発行責任者 代表 用 一郎

電 話 番 号 0 2 3 8 ( 4 0 ) × × × ×

南陽市議会議員及び南陽市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

記

- 1 請求金額 37,000 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和 8 年 7 月 1 2 日 執行 南陽市長選挙
- 4 候補者の氏名 戸籍名を記載
- 5 金融機関名、口座番号及び口座名義人

金融機関名	銀行・信用金庫 ○○ 信用組合・農協	○○ 支店						
預金種別 口座番号	1 普通 2 当座	1	1	1	1	1	1	1
フリガナ								
口座名義人								

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書ともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、南陽市に支払いを請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本 1 枚(2 種類の場合には各 1 枚)を添付してください。



様式第 12 号(ポスターの作成に関する請求書)

請求書(ポスターの作成)

選挙期日後

令和8年〇月〇〇日

南陽市長 殿

氏名又は名称 (株)なんちゃん印刷  
住所又は所在地 南陽市三間通〇〇番地  
代表者の氏名 代表 用 一郎  
(法人の場合)  
発行責任者 代表 用 一郎

南陽市議会議員及び南陽市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 11 条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

記

- 1 請求金額 325,374 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和8年7月12日執行 南陽市長選挙
- 4 候補者の氏名 戸籍名を記載
- 5 金融機関名、口座番号及び口座名義人

金融機関名	銀行・信用金庫 〇〇 信用組合・農協	〇〇 支店						
預金種別 口座番号	1 普通 2 当座	1	1	1	1	1	1	1
フリガナ								
口座名義人								

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、南陽市に支払を請求することはできません。

(別紙)

請求内訳書  
(ポスターの作成)

		候補者氏名		
ポスター掲示場数  115箇所	作成金額 (契約書の内容と合致)	単価 (1) 2,667円	枚数 (2) 150枚	金額 (1)×(2)=(3) 400,050円
	基準限度額	単価 (4) 3,337円	枚数 (5) 115枚	金額 (4)×(5)=(6) 383,755円
	請求金額	単価 (7) ((1)と(4) の少ない方) 2,667円	枚数 (8) ((2)と(5) の少ない方) 115枚	金額 (7)×(8)=(9) 306,705円

備考

- 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- (4)欄には、次により算出した金額を記載してください。  

$$\frac{586円88銭 \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250円}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価(1円未満の端数は切上げ)}$$
- (5)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (7)欄には、(1)欄と(4)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- (8)欄には、(2)欄と(5)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。